

常滑市市民協働推進指針 2011



2011年3月

目 次

常滑市市民協働推進指針

1	策定にあたって	1
2	なぜ市民協働なのか	2
3	市民協働とは	2
4	市民協働のためのルールづくり	5
5	市民協働の手法	6
6	市民協働の現状と課題	8
7	市民協働のイメージ	10
8	市民協働の推進に向けて	10
	(1) 情報の共有	10
	(2) 市民参加・参画による計画づくり	10
	(3) 協働を育み、担う人材育成	11
	(4) 市民活動のための環境づくり	11
	(5) 評価・公開の仕組みづくり	11
9	市民協働推進のための施策	11
	(1) 情報の共有のために	11
	(2) 参加・参画のために	12
	(3) 協働意識啓発・人材育成のために	12
	(4) 環境づくりのために	12
	(5) 評価・公開のために	13

(参考資料)

	常滑市市民参画推進懇話会の提言	15
--	-----------------	----

1 策定にあたって

本市では、平成14年9月に策定した常滑市行財政改革大綱の中で、市民参画の推進を重要な取組項目のひとつとして掲げ、市民参画推進のために、平成16年4月に市民参画推進指針を策定しました。この指針では、推進目標を「市民との協働によるまちづくりの実現」としました。さらには、平成19年3月にはこの指針を見直し、平成19年度から22年度までの4年間を期間とした常滑市新市民参画推進指針・計画を策定しました。この計画では、市民参画の仕組みづくり、NPO・ボランティアとの協働という二つの視点から19の項目に取り組みました。

これまでの取組結果の中でも、既に「協働」の手法は行われていました。パブリックコメント^{※1}の開始、各種委員会に公募枠を設けることなどにより、参加・参画の機会拡大を図ってきましたし、協働の体制づくりではアダプトプログラム^{※2}の実施による環境美化、ボランティアやボランティアリーダー等の人材育成などに努めてきました。

このたび、市民参画推進指針を見直すにあたり、市民参画からさらに歩を進め、市民と行政がお互いをパートナーとして、地域の様々な課題の解決に取り組んでいくために、市民協働という視点でまちづくりを捉えました。

ここに、協働の仕組みやルールづくり、協働の手法の再確認、協働を意識した取組姿勢、また協働を進めるための施策の方向性などを、新しい時代の流れに即した指針として示すものとします。そして、この指針をもとに市民協働による明るく元気なとこなめの実現をめざします。

※1 パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、案に対して広く市民から意見や情報を募集します。行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行います。

(平成21年度 募集案件 3件・意見提出 86件)

※2 アダプトプログラム

アダプトとは養子にすることです。道路や公園などの公共施設を養子に見立てて、子を育む親のやさしさを持って、ボランティア活動により公共施設の清掃や美化に取り組みます。

(平成22年4月1日現在登録76団体4,449人)

* () は本市状況

／ 2 なぜ市民協働なのか

国と地方自治体との関係を見直そうとする地方分権改革により、行政の分野では、地方自治体が自立し、自己決定・自己責任で役割を果たすことが求められてきました。こうした「地方分権」は市民と行政が協力して、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことで、一層の進展が図られていくと考えられています。

また一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災発生時の市民活動が評価され、これを契機に市民の自発的な意思により、自らの責任で地域課題の解決に取り組む「市民自治」の気運の高まりが、新たな形の市民と行政の関係として育っています。

そして、少子高齢化や地域共同体での相互扶助の意識低下、経済の低迷などの社会情勢の変化で、子育て・環境・防犯・防災など、地域の課題や市民ニーズも複雑・多様化しています。

そこで、市民がまちづくりの主役という考え方で、市民と行政がお互いの特性を活かし、対等な立場で目的の共有と共通の活動目標を定め、協働してまちづくりに取り組むことが必要になっています。

／ 3 市民協働とは

市民協働とは、市民・NPO^{※3}・ボランティア^{※4}・自治区・コミュニティ^{※5}・企業などのさまざまな主体が、行政との連携により、主体的、自発的に、共通の活動領域^{※6}において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成することをいいます。

※3 NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。非営利すなわち営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

(平成22年4月1日現在 NPO法人6団体)

※4 ボランティア

ボランティアの語源はラテン語のvolō (志願者)です。ボランティア活動の原則としてとりあげられる要素は、一般的に自発性、無償性、社会・公共・公益性とされています。また、ボランティア活動が既存の社会システム、行政システムに存在しない機能を創造的な自由な発想で補完するということで、先駆性や補完性といった概念も加わってきています。

(平成22年4月1日現在 ボランティア活動63団体)

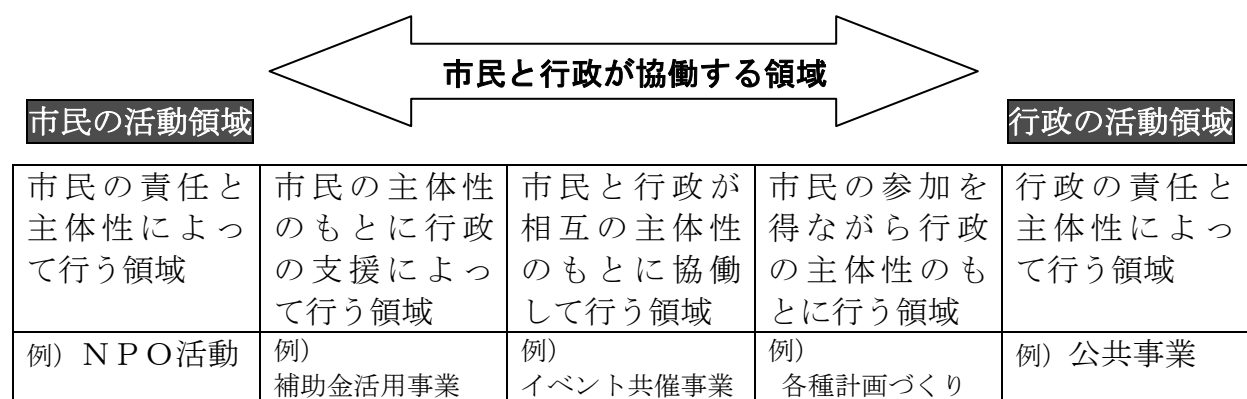
※5 コミュニティ

英語で共同体、共同社会、地域社会を意味するものです。しかし、今日、多くの場合で使われている概念は、地域の人たちが自主的、自発的に行う共同活動で、自分たちの地域社会を快適で住みよいものにしていこうとする活動のことです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在 28 自治区・17 コミュニティ)

* () は本市状況

※6 活動領域のイメージ



<市民協働の意義>

市民^{*7}と行政が協働することによって、次のことが期待できます。

① 自立型地域社会の構築

市民と行政が、よりよい地域づくりを目指して自発的に地域課題の解決に関わることで、自治意識や主体的問題解決力を高めていくことが期待されます。

また、多くの市民がそのような自治活動を体験することは、市民自らの選択と責任に基づいて地域づくりを進める「自立型地域社会」の構築の基礎となることにつながります。

② 市民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を生かす場の拡大

市民と行政の協働の発展によって、市民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場を拡大することができ、さらに新たな雇用の場を創出することも期待できます。

③ 新しい社会ニーズの発掘と課題解決

協働によって、行政による把握がこれまで困難であった社会的ニーズや新たな地域課題の発掘が可能となり、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけることができます。

④ 公共サービスの質の向上

協働によって、公共サービスのこれまでの提供方法の見直しや改善、さらに、市民側の特性を活かした利用者本位の公共サービスの提供が促進され、公共サービスの質や効率性が向上することになります。

⑤ 公共サービスの担い手の多様化

協働の実例を積み重ねる中で「公共サービスはもっぱら行政が提供する」という考え方が見直され、なるべく市民に身近な場で問題解決がされるべきという「補完性の原則」に基づく新たな行政の役割が明らかになります。そのことは、よりよい公共サービスを実現するための担い手の多様化が進められ、ひいては、行政そのものの改革も促進することになります。

(※あいち協働ルールブックから)

※7 市民

市民とは、常滑市に暮らし、学び、働き、活動の場とする個人や団体・自治区・企業なども含む幅広い捉え方をします。



市民の手で行われている環境美化活動

4 市民協働のためのルールづくり

市民協働を進めて行くにあたり、次のようなルール（基本姿勢）を設けます。

【目的・目標の共有】

- ・ 市民と行政は、何のために協働するのかという目的を共有し、共通の活動目標を定めます。

【相互理解】

- ・ 市民と行政は、情報交換を密にし、相互理解のうえで活動します。

【対 等】

- ・ 市民と行政は、共通の課題を解決するため役割・責任など、対等の立場を保持します。

【透明性】

- ・ 行政は、協働事業の推進にあたって情報や評価を公開し、説明責任を果たすとともに透明性の高い参加しやすい開かれた環境をつくります。

【評 価】

- ・ 市民と行政が協働で行った事業の評価を行います。評価の結果によって、事業の継続や廃止についても含め効果を検証します。



5 市民協働の手法

市民協働の手法として、次の6つの形式があげられます。協働には様々な形態が考えられますので、事業の内容・特性に応じて手法を選択することになります。

【参 画】

- ・ 各種計画の立案過程や事業の企画段階から市民の意見や考え方を反映させていきます。

☆期待できる効果

お互いの情報や目的を共有し、計画に反映させることによって、市民ニーズにあった事業を企画・推進することができます。

【委 託】

- ・ 協働になじむ事業を市民に委託します。

☆期待できる効果

市民の柔軟な発想や専門的な知識・技術を活かした事業展開ができ、サービス内容の充実、コストの削減にもつながります。

【補 助】

- ・ 市民が主体的に行う公益・公共性の高い事業に対し、資金や資材・場所等を補助します。

☆期待できる効果

専門性や機動性を備えている市民は、行政が対応困難な細かいところまでサービスが提供でき、市民ニーズに応じた事業展開ができます。

【共 催】

- ・ 市民と行政が主体となり共同でひとつの事業を行います。

☆期待できる効果

それぞれの得意分野を生かした役割分担で、効率的・効果的な事業展開ができます。

【実行委員会】

- ・ 市民と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が主催者となって事業を行います。

☆期待できる効果

それぞれのネットワークを生かし、市民と行政が対等な立場で責任を共有した事業展開ができます。

【後援】

- ・ 市民が主体的に行う公益性・公共性の高い事業に対して市の後援名義の使用を認めて支援します。

☆期待できる効果

事業の信頼性や認知度が高まり、円滑な事業展開や拡大を図ることができます。



共催で開催される
「常滑焼まつり」



実行委員会による
「中央公民館まつり」

6 市民協働の現状と課題

平成21年度に市内で行われた市民協働の現状を、参画・委託・補助・共催・実行委員会・後援という6つの手法から調べた結果、92の事業があり419件の活動が実施されていました。その主なものを例としてあげました。この結果につきましても、単に手法から見ただけでは、すべてが協働の意識を持って実施されているとはいえません。しかし、協働の意識を持つことで事業そのものに大きな変化がでてくるものと思われまます。また、事業展開にあたって現状の課題もあげることができました。

課題については、今後、市民と行政がお互いに協働のためのルールを理解を深め、繰り返し実践していく中で、解決策を見つけて行くこととなります。

平成21年度に実施された主な市民協働事業の例（旧課名使用）

手 法	事 業 名	内 容	担 当 課
参 画	行政評価	行政評価の外部評価	企画課
	介護保険事業計画策定	3年ごとの介護事業の見直し	健康福祉課
委 託	国際化推進	国際化への対応、国際交流の推進	企画課
	女と男のつどい	男女共同参画の推進	企画課
	障がい者相談支援	福祉サービスの利用や社会参加支援	健康福祉課
	外出支援サービス	高齢者・障がい者等への移動支援	健康福祉課
補 助	防犯協会	犯罪のない明るい社会づくり	交通防災課
	暴力追放常滑市民会議	暴力追放運動	交通防災課
	交通安全推進協議会	交通事故防止活動	交通防災課
	子ども会	子ども会活動	民生児童課
	公共施設養子縁組制度 (アダプトプログラム)	公共施設等の清掃など	生活環境課
	道路・駅周辺花壇管理	道路わきや駅周辺の花壇の管理	土木課
	体育協会	体育の普及発展、体力向上	体育課
共 催	子育て支援フェスタ	地域での子育てをめざす交流会	民生児童課
	常滑焼まつり	常滑焼の展示即売を通じた産業振興	商工観光課
	一斉清掃	道路・水路等の清掃	土木課
	美術展	美術展の開催	生涯学習課
	伝統芸能囃子発表会	祭囃子の発表会	生涯学習課

実行委員会	アイアンマン 70.3 セント レア常滑ジャパン	アイアンマン70.3 レースの開催準備	企画課
	献血推進	献血への協力の呼びかけと実施	健康福祉課
	常滑クラフトフェスタ	クラフト製品づくりの実演・販売	商工観光課
	公民館まつり	公民館活動の成果の発表	生涯学習課
後 援	健康づくりフェスティバル	健康づくりグループの発表	健康福祉課
	セントレアスカイデッキ盆 踊りの夕べ	セントレアスカイデッキでの盆踊り	商工観光課

・ 9 2 事業の手法内容

手法 事業	参 画	委 託	補 助	共 催	実行委員会	後 援*
事 業 数	5	2 3	4 3	6	6	9

・ 協働の相手 4 1 9 件

手法 相手	参 画	委 託	補 助	共 催	実行委員会	後 援*
件 数	5	2 8	2 3 2	3 3	9	1 1 2

*後援

1、H21年度常滑市後援 47件

交通防災課1件・秘書広報課2件・企画課5件・商工観光課10件
健康福祉課5件・民生児童課2件・生涯学習課18件・体育課4件

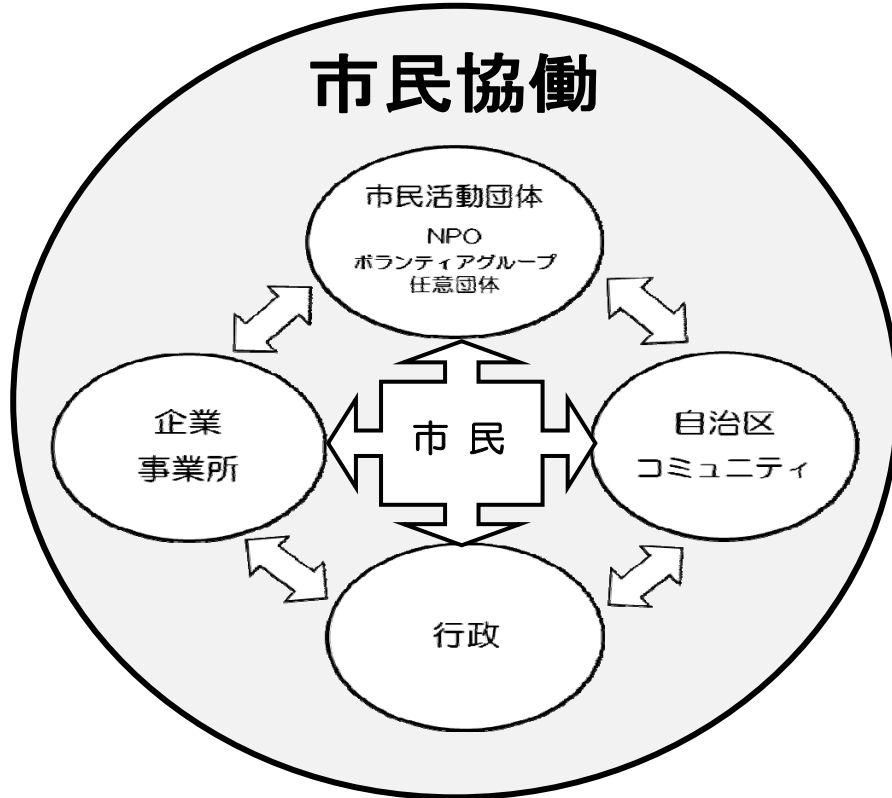
2、H21年度常滑市教育委員会後援 65件（生涯学習課）

課 題

- ・連絡協議会などで脱会者が増加し、新規参加者が少ない。
- ・行政依存型になっている。
- ・協働で事業展開するのに市民と行政の意思統一が難しい。
- ・メンバーの高齢化が進み、委託事業が実施できなくなっている。
- ・委託事業の内容がマンネリ化している。
- ・会の中で人材育成ができていない。
- ・補助金を主たる収入源にしており、自主運営の努力がされていない。
- ・高齢化・少子化で参加者集めに苦労している。

7 市民協働のイメージ

市民協働のまちづくりとして下の図のようなイメージが考えられます。



8 市民協働の推進に向けて

市民と行政との協働を推進するために、留意することをまとめました。

(1) 情報の共有

- ・ 市民と行政は、お互いの情報を提供する機会や方法を充実し、情報を共有します。
- ・ 行政は、まちづくりに必要な情報を積極的に公開し、市民意識の高揚を促す仕組みを整備します。

(2) 市民参加・参画による計画づくり

- ・ 行政は、市民との直接対話やパブリックコメントの充実を図ります。
- ・ 行政は、市民の積極的な参画による計画づくりや事業実施に努めます。
- ・ 行政と市民は、お互いにより開かれた参加しやすい活動となるよう心掛けます。

(3) 協働を育み、担う人材育成

- ・ 行政と市民は、広報活動や研修の機会などを通し、協働意識を育むための啓発に努めます。
- ・ 行政と市民は、各種団体と連携し、協働を担う人材の育成に努めます。

(4) 市民活動のための環境づくり

- ・ 行政は、市民主体の地域づくりを行う市民活動団体等を支援し特色ある地域づくり活動を応援します。
- ・ 市職員は、地域住民として積極的に地域づくり活動に参加するとともに市民と行政とのパイプ役を担います。
- ・ 行政は、市職員の協働意識を高めるとともに協働体制の充実を図ります。

(5) 評価・公開の仕組みづくり

- ・ 市民協働事業を評価・公開するための仕組みづくりをします。

9 市民協働推進のための施策

市民協働を推進するために、次のような施策を実施します。

これらの施策は、市民参画推進懇話会から提案のあった具体的なモデル事業をもとに立案したものです。今後、施策に取り組んでいく中で、市民と行政との協働意識の醸成を図りながら、推進計画づくりを検討していきます。

(1) 情報の共有のために

○市民活動団体等と行政との協議会の開催

問題意識に関する相互理解、問題の掘り下げ、目標の共有、課題解決の方向性の整理等のために協議の場を設定します。

○行政の現状を知らせる情報の公開

市の現状を知らせる思い切った情報の公開をします。

○NPO、市民自治、まちづくり等を学ぶ講座の開設

それぞれの役割や特徴を学び、連携・協働の可能性を探るための講座を開設します。

- 自治区、NPO、コミュニティ、企業等の交流機会の提供
まちづくりのためのそれぞれの役割や連携・協働の可能性を探るための情報交換の場を設定します。

(2) 参加・参画のために

- パブリックコメント制度のPR
制度の一層の周知を図り、意見の集約に努めます。
- 市民との直接対話の推進
市長と語る会の開催等、直接市民の声を聞く場を設定します。
- 各種計画策定における市民参加・参画の拡大
各種委員会、審議会等への参加・参画の機会を広げます。
- ワークショップ（体験型参加）の導入
意見や提案を多く出しあえるワークショップ形式の参加を図ります。

(3) 協働意識啓発・人材育成のために

- 市民活動団体、企業等の社会貢献活動の定期的な広報
市民活動団体、企業等が行っている社会貢献事業に関する情報を、広報紙・機関紙等で定期的に広報します。
- 広報紙等による市民協働情報の提供
市民協働の施策や事業の情報を、広報紙やホームページで知らせます。
- 市民協働コーディネーターの育成
市民協働のリーダーとなるコーディネーターを育成します。
- ボランティア人材バンクとボランティア育成の充実
ボランティアを登録するボランティア人材バンクの充実と、ボランティアに関心や興味を持つ人のための講座を開設します。

(4) 環境づくりのために

- 自治区・コミュニティ活動の周知と参加促進
自治区やコミュニティ活動の重要性を周知し、参加促進を図ります。

○活動拠点の整備

市民活動団体等が活動の拠点にできるような場の整備を検討します。

○市職員と市民活動団体との交流事業の実施

市職員と市民活動団体との相互理解のために、市職員と市民活動団体が協働する交流事業を実施します。

○協働の可能性を探りながら、市民協働の視点からの事務事業の見直し

市の事業の中で協働の視点から事務事業の見直しを行います。

○市民活動団体からの相談窓口の充実

市民協働事業に関する問い合わせ・相談窓口として市民協働課は、各部署等との連絡調整を行っていきます。

(5) 評価・公開のために

○市民協働事業評価書の作成

市民協働事業の効果を検証するために、評価書を作成します。

○市民協働事業評価書の公開

評価書を公開します。



常滑市と中部国際空港(株)、(株)アスロニアで実行委員会を設置し開催された「アイアンマン70.3セントレア常滑ジャパン」
—H22. 9. 19—



【備考】

表紙のデザイン画について

- ・ 四葉のクローバーの中心を Citizen（市民）とし、Community（地域社会）・ Volunteer Group（ボランティアグループ）・ Company（企業・会社）・ Administration（行政）が共通の目的を持って、相互に力を合わせて歩む姿に市民協働のイメージを重ねたものです。

(参 考 資 料)

常滑市市民参画推進懇話会の提言

市民協働によるまちづくりに向けて

私たちの生活は、少子高齢化・国際化など社会環境の変化により、市民自身のまちづくりへの意識が変化し始め、個性化、多様化した社会へと変わろうとしています。地域の生活課題である防犯・防災・子育て・福祉・教育などへの取り組みにも、多くの市民が積極的に参加し、自分たちの地域は自分たちの手でつくろうという活動がさかんになってきています。それは、行政が担ってきた画一的な役割だけでは、地域的・社会的課題の解決には限界があると感じているからです。

常滑市市民協働推進指針では、市民と行政との協働の考え方、協働の意義、協働の手法などが表されています。まずは、協働の概念をしっかりと理解し、市民協働の視点から行政全般を見直していただきたいと思います。行政と市民・市民活動団体・自治会・企業などがそれぞれ主体的、自発的に共通の活動領域において、相手の立場や特性を認識・尊重しながら協力することで、新しい形の地域づくりの姿が見えてくることとなります。

なお、次に市民協働のためのモデル事業を提案いたしました。この事業は、協働の意識を理解していきながら、市民協働事業の方向性や可能性を探るためのものとして提案するものです。

市民と行政が、協働でよりよい地域づくりを目指していくことが、新しい時代の流れに即したまちづくりの形だと思えます。この指針は、その道標だと考えます。

平成23年1月

常滑市市民参画推進懇話会
会長 市原 昌

■ 市民協働の具体的な展開について

《市民協働モデル事業》

市民協働推進指針の考え方を浸透させ、その方向性を定めていくために、具体的な市民協働のモデルとなる事業を提案します。

1 市民活動団体と行政との協議会の開催

地域課題や社会問題などに関する問題意識の相互理解、問題の掘り下げ、目標の共有、課題解決の方向性の整理などのために協議の場を設定する。

それぞれの立場や活動範囲の中から問題提起し、具体的な課題や問題を検証する。

※参加者 NPO・コミュニティ・ボランティア・行政など。

2 市民協働シンポジウムの開催

市民協働に関する意識啓発のためのシンポジウムを開催する。

※参加者 NPO・コミュニティ・ボランティア・市民・行政など。

3 NPO・企業等の社会貢献活動・市民協働事業の紹介

NPOや企業が行っている社会貢献活動を広報紙などで紹介し、社会活動への関心を高める。また、具体的な市民協働の実例も紹介し参加を促す。

4 市民協働コーディネーターの育成

市民協働事業を推進していくためにリーダーとなる人材を育成する。

※候補者 NPO・ボランティアなどから推薦してもらう。

5 ボランティア人材バンクとボランティア育成の充実

ボランティア人材バンクへの登録の呼びかけを行うとともに、ボランティア活動の紹介やボランティアに関する学習の機会を提供する。

※社会福祉協議会、生涯学習課との連携を強化する。

6 自治会・コミュニティ活動の周知と参加促進

自治会やコミュニティ活動の重要性を周知し、参加促進を図る。

7 市職員とNPOとの交流事業の実施

市職員とNPOなどの公益的な活動を行う市民団体の活動内容を理解するために、市職員とNPOが協働する活動を実施する。

※NPOに協力依頼する。

8 評価シートの作成

市民協働事業の効果を検証するための評価シートを作成する。



「市民協働シンポジウム」－H22.10.3 開催－

常滑市市民参画推進懇話会委員

役 職	氏 名	所 属 名
会 長	市原 昌	常滑国際交流協会
副 会 長	皆川 貞香	(公 募)
委 員	大地 建興	常滑市ボランティア連絡協議会
委 員	鬼頭 明美	常滑市子育て支援協議会
委 員	辻 孝二郎	I N A Xライブミュージアム
委 員	服部 安隆	常滑青年会議所
委 員	濱田 和枝	特定非営利活動法人 あかり

(敬称略・委員は五十音順)

常滑市市民参画推進検討会議委員

役 職	氏 名	所 属 名
会 長	稲葉 道子	企画部市民協働課
委 員	戸田 和代	総務部総務課
委 員	堂本 大輔	企画部企画課
委 員	皿井 益夫	福祉部福祉課
委 員	竹内 成子	福祉部こども課
委 員	鈴木 将弘	環境経済部生活環境課
委 員	鈴木 芳房	建設部市街地整備課
委 員	中野 美知子	教育委員会生涯学習課
委 員	山下 圭一	常滑市社会福祉協議会
事 務 局	間瀬 啓太	企画部市民協働課
事 務 局	西見 寿雄	企画部市民協働課

平成23年3月

発行 常滑市

編集 常滑市企画部市民協働課

〒479-8610 常滑市新開町4-1

TEL 0569-35-5111 FAX 0569-35-4329

ホームページ <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

電子メール shiminkyodo@city.tokoname.lg.jp